

[研究資料]

学校体育ハンドボール検討専門委員会のあゆみ

(公財)日本ハンドボール協会
学校体育ハンドボール検討専門委員会委員長

佐藤 靖

1996（平成8）年3月28日、前日本ハンドボール協会専務理事、大西武三氏の「子どもが最初にハンドボールに触れる場を提供できるのは小学校の体育授業」であるという言葉に導かれ、学校体育ハンドボール検討専門委員会の第1回会議が世界に先駆けて名古屋で開催された（表1）。本委員会は、学校体育における教科体育に関する諸課題の解決、とりわけ小学校学習指導要領（以下、指導要領と記す）の改訂に際して、日本協会としての文部（科学）省への働きかけを根拠のあるものにするために、指導・普及部会の中に設立されたものである。

現在の指導要領は、小学校、中学校、そして高等学校が教育課程を編成するに当たって基準としなければならない法規の一つになっており、学校ごとに文部科学大臣によって告示される。また、ほぼ10年ごとに改訂される

指導要領は、その基本的な考え方が教育課程審議会の答申によるので、それぞれの時代の背景を背負うことになる。したがって指導要領は、スポーツについてもその教材価値を公的に示すものであり、その中にハンドボールが教材として導入され、確かな位置づけが与えられる意義は非常に大きい。しかもわが国のスポーツの普及・発展は、この学校体育の充実が引き金となって社会体育に繋がっていくという構造に支えられているので、ハンドボールを取り扱う授業を通じて確かな学習内容を子どもに習得させていくことは重要課題となる。

本委員会が設立した後、指導要領は2回改訂された。これらの改訂期を通じて、一貫して「生きる力」の育成や「生涯スポーツ」の実現が目指されたが、ほぼ10年間で、いわゆる「ゆとり教育」の反省を踏まえて、「確か

表1 これまでの委員会のあゆみと世界の主な情勢

| 西暦 | 和暦 | 学習指導要領 | 委員会活動 | 国際 | その他 |
|------|----|-------------|---------------|--|--------------------------|
| 1989 | 元年 | 小・中学校指導要領改訂 | | 1988ソウルオリンピック | 1986チェルノブイリ原発事故 |
| 1990 | 2 | | | | 第1回大学入試センター試験 |
| 1991 | 3 | | | | 学校週5日制の段階的導入 |
| 1992 | 4 | 小学校指導要領実施 | | 1992バルセロナオリンピック | 決まる |
| 1993 | 5 | 中学校指導要領実施 | | | |
| 1994 | 6 | | | | |
| 1995 | 7 | | | | 1995阪神・淡路大震災 |
| 1996 | 8 | | 第1回学校体育委員会開催 | 1996アトランタオリンピック | |
| 1997 | 9 | | 実践報告書・要望書提出 | | |
| 1998 | 10 | 小・中学校指導要領改訂 | 第1回ハンドボール研究集会 | | 学習内容3割減、総合学習の新設（ゆとり論争激化） |
| 1999 | 11 | | 「ハンドボール研究」第1号 | | |
| 2000 | 12 | | | 2000シドニーオリンピック | |
| 2001 | 13 | | | | 米同時多発テロ事件 |
| 2002 | 14 | 小・中学校指導要領実施 | | EHF Sympo. "Handball at school" | ゆとり指導要領の全面実施 |
| 2003 | 15 | | 実践研究推進校募集 | | 前後してゆとり路線修正開始 |
| 2004 | 16 | | | 2004アテネオリンピック | 国際学力テストPISAで日本の順位下降が問題 |
| 2005 | 17 | | | Working Group "Handball at school" | |
| 2006 | 18 | | 実践研究報告書・要望書提出 | EHF Conference "Handball at school" | |
| 2007 | 19 | | | | 全国学力調査の実施 |
| 2008 | 20 | 小・中学校指導要領改訂 | | 2008ペキンオリンピック | 脱ゆとり路線 |
| 2009 | 21 | | | | |
| 2010 | 22 | | | IHF Questionnaire about "Handball at school" | |
| 2011 | 23 | 小学校指導要領実施 | 授業実践者の募集 | | 2011東日本大震災 |
| 2012 | 24 | 中学校指導要領実施 | | 2012ロンドンオリンピック | |

な学力」の形成が基本方針となった。特に小学校における「ハンドボール」の取扱いについては、まず、1998（平成10）年12月の改訂において、1958（昭和33）年以降、学校教育法施行規則に基づく文部（科学）大臣告示とされ、教育内容等が手引きという意味で

はなく国家的な基準性をもつこととなった小学校指導要領に、「ハンドボール」の名称が初めて記載されたことは特筆に値する。さらに2008（平成20）年3月の改訂では、「生涯スポーツ」を営む資質や能力を保証するために、多様な「ボール運動」の内容を整理し、

表2 小学校学習指導要領における「ハンドボール」の取扱い（抜粋、下線は筆者による）

| |
|---|
| <p>「小学校学習指導要領」1998（平成10）年12月改訂告示 第2章 各教科 第9節 体育 第2 各学年の目標及び内容〔第5学年及び第6学年〕 2 内容 E ボール運動 (1) チームに適した課題をもって次の運動を行い、その技能を身に付け、簡単な作戦を生かしてゲームができるようにする。 ア バスケットボール イ サッカー ウ ソフトボール又はソフトバレーボール 3 内容の取扱い (3) 内容の「Eボール運動」の(1)については、地域や学校の実態によってはウは取り扱わないことができることとし、<u>ハンドボール</u>などその他のボール運動を加えて指導することができる。</p> <p>「小学校学習指導要領」2008（平成20）年3月改訂告示 第2章 各教科 第9節 体育 第2 各学年の目標及び内容〔第5学年及び第6学年〕 2 内容 E ボール運動 (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その技能を身に付けることができるようにする。 ア ゴール型では、簡易化されたゲームで、ボール操作やボールを受けるための動きによって、攻防をすること。 イ ネット型では、簡易化されたゲームで、チームの連係による攻撃や守備によって、攻防をすること。 ウ ベースボール型では、簡易化されたゲームで、ボールを打ち返す攻撃や隊形をとった守備によって、攻防をすること。 3 内容の取扱い (3) 内容の「Eボール運動」の(1)については、アはバスケットボール及びサッカーを、イはソフトバレーボールを、ウはソフトボールを主として取り扱うものとするが、これらに替えてそれぞれの型に応じた<u>ハンドボール</u>などのその他のボール運動を指導することもできるものとする。なお、学校の実態に応じてウは取り扱わないことができる。</p> |
|---|

表3 小学校学習指導要領解説体育編における「ハンドボール」の記載（下線は筆者による）

| |
|--|
| <p>「小学校学習指導要領解説体育編」1999（平成11）年5月</p> <p>「ボール運動」（第5・6学年）：内容の取り扱いで、「・・・<u>ハンドボール</u>などその他のボール運動を加えて指導することができる」（p.90）と明記。</p> <p>「小学校学習指導要領解説体育編」（平成20年6月）</p> <p>「ゲーム」（第3・4学年）：例示として、「<u>ハンドボール</u>、ポートボールなどを基にした易しいゲーム（手を使ったゴール型ゲーム）」（p.50）と明記。</p> <p>「ボール運動」（第5・6学年）：内容の取り扱いで、「ゴール型」はバスケットボール及びサッカーを、「ネット型」はソフトバレーボールを、「ベースボール型」はソフトボールを主として取り扱うが、「これらに替えてそれぞれの型に応じた<u>ハンドボール</u>などのその他のボール運動を指導することもできる」（p.71）と変更。加えて、「ゴール型」の例示として、「<u>ハンドボール</u>」（p.72）と明記。</p> |
|--|

学習内容の明確化を図るために、従前のような特定の種目を重視する考え方を批判し、似ている運動を類型化して子どもの発達や適時にふさわしい「ボール運動」を教材として評価、選択することが重要となった。したがって、第5・6学年の「ボール運動」が従前の種目の列挙を改め、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」の3つに分類され、主として取り扱う種目に替えて「それぞれの型に応じたハンドボールなどのその他のボール運動」も選択できるようになった（表2）。その内容は文部（科学）省が作成し、法的拘束力がないとされる教員向け冊子にも明確に解説されている（表3）。すなわち、それぞれの型に応じるとはいえ、主要教材に替わる「ボール運動」として、「ハンドボール」が筆頭に位置づけられたのである。

本委員会は、設立当初、指導要領改訂期における文科省への対応を中心に活動していたが、大西武三氏はじめ日本ハンドボール協会常務理事、角 紘昭氏のご指導のもと、本委員会のメンバーが中心となってハンドボールの教育的・文化的価値と指導のあり方などについて真摯に議論することにより、文科省への対応だけに留まらない実りの多い活動を幾つも継続的に手がけることができた。以下、主な活動の概略を4つに分けて跡づける。

1 文科省への直接的な働きかけ

指導要領は、様々な社会的要請や世の中の情勢などを受けて改訂されてきたが、日本協会としても影響力を少なからずもてるように、本委員会が中心となって各改訂期前に要望書とともに報告書を文部（科学）省に直接提出し、ハンドボールの教材価値をアピールしてきた。それらが1997（平成9）年3月発行の「簡易ハンドボール指導の実践報告書」（要望書は7月提出）と、2006年12月発行の「小学校体育科授業におけるハンドボールの教材価値とその指導のあり方に関する実践研究報告書」（第1部・第2部）（要望書は12月提出）である。

2 ハンドボール研究集会の開催

指導要領が改訂される直前の1998年（平成10年）8月以降、2011（平成23）年7月まで、主に小学生の指導者を対象とした文科省後援の研究集会を合計14回開催した（表4）。第10回集会までは、「ボール運動教材としてのハンドボール」をテーマに、ハンドボールの教材としての魅力や諸特性に対して認識を深めることが目指された。さらに第11回集会以降は、「ゴール型教材としてのハンドボール」をテーマに、子どもたちの発育・発達に見合った「ゴール型」教材としてのハンドボー

表4 ハンドボール研究集会における研究・実践報告数および授業提案数

| 回数 | 期日 | 会場 | 報告数 | 提案数 |
|----|----------------|-----------------|-----|-----|
| 1 | 1998. 8. 19-20 | 名古屋市千種スポーツセンター | 4 | 2 |
| 2 | 1999. 8. 16-17 | 名古屋市緑スポーセンター | 6 | 2 |
| 3 | 2000. 8. 4- 5 | 神奈川県立体育センター | 6 | 2 |
| 4 | 2001. 8. 4- 5 | 神奈川県立体育センター | 4 | 2 |
| 5 | 2002. 7. 30-31 | 秋田大学教育文化学部附属小 | 4 | 2 |
| 6 | 2002. 7. 30-31 | 秋田大学教育文化学部附属小 | 4 | 2 |
| 7 | 2004. 8. 3- 4 | 熊本県山鹿市総合体育館 | 6 | 2 |
| 8 | 2005. 8. 4- 5 | 熊本県山鹿市総合体育館 | 6 | 2 |
| 9 | 2006. 8. 10-11 | 岡山県桃太郎アリーナ | 5 | 2 |
| 10 | 2007. 8. 6- 7 | 岡山県桃太郎アリーナ | 6 | 2 |
| 11 | 2008. 8. 5- 6 | 東京都佼成学園女子中学高等学校 | 6 | 2 |
| 12 | 2009. 8. 6- 7 | 東京都佼成学園女子中学高等学校 | 4 | 2 |
| 13 | 2010. 8. 4- 5 | 長野県佐久市立中佐都小学校 | 6 | 2 |
| 14 | 2011. 7. 28-29 | 長野県千曲市立埴生小学校等 | 5 | 1 |
| 合計 | | | 72 | 27 |

ルの指導体系の構築が目指された。内容は第1回集会より、1日目が文部（科学）省教科調査官などによる講演、研究・実践報告、実技研修、交流会、そして2日目が実際の児童を扱った授業提案、大学教員などによる講義で構成されてきた。参加者は概ね100名前後であった。

特に第14回までの研究・実践報告数は72題、および授業提案数は27題にのぼる。さらに、研究・実践報告の内容は、その重点によって、13の項目に分類される（表5）。授業づくり全般に関するもの（21）はもとより、教材づくり（21）や戦術学習（11）に関するものが多くを占める。また、各項目を対象別に分類すると、全体的に低学年を対象としたもの（13）が少ない（表6）。

3 「ハンドボール研究」の発刊

1999（平成11）年4月に第1号を発刊してから毎年発刊し続け、2011（平成23）年7月で第13号となった。内容としては、毎回

開催されてきたハンドボール研究集会の講演、授業提案、講義、そして研究・実践報告を中心に、研究資料等を加えて随時掲載してきた。2004（平成16）年7月発刊の第6号より、コーチング研究会の研究発表を掲載するようになり、研究・実践報告において「体育授業部門」と「コーチング部門」とが一体となった研究誌となった。2008（平成20）年7月発刊の第10号より、ISSN（国際標準逐次刊行物番号）が付与され、バックナンバーを含め国立国会図書館に納本されることとなった。

4 実践研究推進校の選定

2003（平成15）年より、小学校における教材としてのハンドボールの課題について、総合的に実践研究を行ない、体育科授業の充実とハンドボールの普及を図るために、実践研究推進校を全国より募集してきた。本委員会は、各都道府県協会より推薦された小学校の中から、毎年5～20校程度を選定してきた。実践研究の期間は、概ね2年間であり、日本

表5 研究・実践報告の内容の重点による分類

| 教材価値（特性） | 授業づくり | 教材づくり | 戦術学習 | めあて学習 | 運動発達 | 運動協調 | 投能力 | 運動量 | 指導法 | 教具 | 評価 | 外国事情 | |
|----------|-------|-------|------|-------|------|------|-----|-----|-----|----|----|------|---|
| 報告数 | 4 | 21 | 21 | 11 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 2 | 1 |

表6 各項目の対象別分類（複数カウントあり）

| | 小学校 | 低学年 | 中学年 | 高学年 | 中学校 | その他 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 教材価値（特性） | | | 3 | 3 | | |
| 授業づくり | 1 | 3 | 5 | 14 | | |
| 教材づくり | 6 | 5 | 6 | 9 | 1 | |
| 戦術学習 | | 2 | 6 | 4 | | |
| めあて学習 | | | 1 | | | |
| 運動発達 | | 1 | 1 | | | 1 |
| 運動協調 | | 1 | | | | |
| 投能力 | | | | | 2 | 1 |
| 運動量 | | | | 1 | | |
| 指導法 | 1 | 1 | 1 | | | 1 |
| 教具 | | | | 2 | | |
| 評価 | | | 1 | | 1 | |
| 外国事情 | | | | | | 1 |

協会は、教材費などの経費を研究委託費として予算の範囲内で支出委任してきた。それに関係して、本委員会は実践研究の成果報告書の提出を選定校にお願いしてきた。また、2011（平成23）年度からは、多忙な授業者の便を配慮し、授業実践者の募集という形に衣替えをして事業を行った。これまで提出された報告書は64件にのぼり、その一部はハンドボール研究集会、ならびに「ハンドボール研究」のいずれかにおいて本人によって発表されたか、もしくは文科省に提出してきた報告書の貴重な内容を構成するものとして役立てられた。

新しい教育課程の基準は、2011（平成23）年4月から全面実施されている。これまでの実践研究の成果から、ハンドボールは、ボール操作が容易なため、戦術学習に向いているので、「ゴール型」の典型教材といえる。ハンドボールが主要教材に替わるものとなった今こそ、我が国における子どもたちの発育・発達に見合った「ゴール型」教材としてのハンドボールの指導体系の構築を急がねばならない。